

知っていますか

法改正のこと

解体・改修工事において

罰則あり

事前調査の届け出が義務化

内装・リフォーム工事、解体工事をされる方必須

大気汚染防止法・石綿障害予防規則の改正により、解体工事・改修工事における

建築物の石綿含有の事前調査結果の「届け出と発注者への報告」が義務化されました

2022年4月から

石綿含有物の事前結果の届け出が義務化

- ① 延べ床面積が 80 m²以上の建築物解体工事
- ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

2023年10月から

「石綿含有建材調査者」による事前調査の義務化

石綿含有建材調査者………2023年10月より有資格者による調査が義務化

石綿作業主任者 …………石綿が使用されている建築物の工事では従事者の中から
作業主任者の専任が必要

2005年7月から現在まで

石綿特別教育……………石綿が使用されている建築物の工事に従事する人は全員必要

～建築物石綿含有建材調査者講習について～

- 平成25年より国土交通省が定めた制度(旧制度)また、平成30年10月より国土交通省・厚生労働省・環境省が定めた制度(新制度)による講習
- 講習には「特定建築物石綿含有建材調査者講習」と「一般建築物石綿含有建材調査者講習」及び「一戸建て等石綿含有建材調査者講習」の3種類
なお、一戸建て等石綿含有建材調査者が調査対象とできるのは、一戸建て住宅または共同住宅の住戸の内部に関する工事に限定
- 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、
石綿総合情報ポータルサイトの
関係ページをご覧ください。



静岡労働局HPで、
石綿則説明動画を
公開中です！ →
(約27分)

